

目 次

第1編	社会福祉法	6
第1章	総則	6
第2章	地方社会福祉審議会	9
第3章	福祉に関する事務所	11
第4章	社会福祉主事	12
第5章	指導監督及び訓練	13
第6章	社会福祉法人	14
第7章	社会福祉事業	18
第8章	福祉サービスの適切な利用	21
第9章	社会福祉事業等に従事する者の確保の促進	23
第10章	地域福祉の推進	25
第11章	社会福祉連携推進法人	30
第12章	雑則	30
第2編	生活保護法	31
第1章	総則	31
第2章	保護の原則	32
第3章	保護の種類及び範囲	33
第4章	保護の機関及び実施	35
第5章	保護の方法	37
第6章	保護施設	37
第8章	就労自立給付金及び進学・就職準備給付金	38
第9章	被保護者就労支援事業等	39
第10章	被保護者の権利及び義務	39
第13章	雑則	40

第3編	児童福祉法	41
第1章	総則	41
第2章	福祉の保障	48
第3章	事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設	50
第4章	費用	55
第7章	雑則	56
第8章	罰則	57
第4編	こども基本法	58
第1章	総則	58
第2章	基本的施策	59
第3章	こども政策推進会議	60
第5編	母子及び父子並びに寡婦福祉法	61
第1章	総則	61
第2章	基本方針等	64
第3章	母子家庭に対する福祉の措置	65
第4章	父子家庭に対する福祉の措置	67
第5章	寡婦に対する福祉の措置	68
第7章	母子・父子福祉施設	69
第6編	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	71
第1章	総則	71
第1章の2	基本方針及び都道府県基本計画等	71
第2章	配偶者暴力相談支援センター等	73
第3章	被害者の保護	73

第7編 老人福祉法	74
第1章 総則	74
第2章 福祉の措置	75
第3章の2 老人福祉計画	76
第4章の2 有料老人ホーム	77
第5章 雑則	78
第8編 介護保険法	79
第1章 総則	79
第2章 被保険者	81
第3章 介護認定審査会	82
第4章 保険給付	82
第5章 介護支援専門員並びに事業者及び施設	84
第6章 地域支援事業等	84
第7章 介護保険事業計画	85
第12章 審査請求	86
第9編 障害者基本法	87
第1章 総則	87
第4章 障害者政策委員会等	88
第10編 障害者総合支援法	89
第1章 総則	89
第2章 自立支援給付	92
第3章 地域生活支援事業	95
第4章 事業及び施設	96
第5章 障害福祉計画	96

第1編 社会福祉法【抜粋】

昭和26年3月29日法律第45号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における**共通的基本事項**を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの**利用者の利益の保護**及び地域における社会福祉（以下「**地域福祉**」という。）の**推進**を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第2条（定義）【重要度A】

- ① この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。
- ② 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。
 - 一 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
 - 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
 - 三 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する**障害者支援施設**を経営する事業
 - 五 削除
 - 六 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する女性自立支援施設を経営する事業
 - 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

第8章 福祉サービスの適切な利用

第1節 情報の提供等

第75条（情報の提供）【重要度A】

- ① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第76条（利用契約の申込み時の説明）【重要度B】

社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。

第77条（利用契約の成立時の書面の交付）【重要度B】

- ① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約（厚生労働省令で定めるものを除く。）が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
 - 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - 四 その他厚生労働省令で定める事項
- ② 社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。

第2編 生活保護法【抜粋】

昭和25年5月4日法律第144号

第1章 総則

第1条（この法律の目的）【重要度A】

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その**最低限度の生活を保障**するとともに、その**自立を助長**することを目的とする。

第2条（無差別平等）【重要度A】

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

第3条（最低生活）【重要度A】

この法律により保障される**最低限度の生活**は、**健康で文化的な生活水準を維持**することができるものでなければならない。

第4条（保護の補足性）【重要度A】

- ① 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- ② 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の**扶養**及び他の法律に定める**扶助**は、**すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする**。
- ③ 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

第5条（この法律の解釈及び運用）【重要度B】

前4条に規定するところは、この法律の**基本原理**であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。

第4編 こども基本法【抜粋】

【全体につき、重要度B】

令和4年法律第77号

第1章 総則

第1条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

第2条（定義）

- ① この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
- ② この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

第3条（基本理念）

- こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。

第8編 介護保険法【抜粋】

平成9年12月17日法律第123号

第1章 総則

第1条（目的）【重要度B】

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し**、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の**共同連帯の理念**に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条（介護保険）【重要度B】

- ① 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。
- ② 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- ③ 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択**に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- ④ 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において**、その有する能力に応じ**自立した日常生活**を営むことができるように配慮されなければならない。

第3条（保険者）【重要度A】

- ① **市町村及び特別区**は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。
- ② **市町村及び特別区**は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

第5条の2（認知症に関する施策の総合的な推進等）【重要度B】

- ① 国及び地方公共団体は、**認知症**（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

（第5条の2 以下省略）

第7条（定義）【重要度B】

- ① この法律において「**要介護状態**」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「**要介護状態区分**」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。
- ② この法律において「**要支援状態**」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「**要支援状態区分**」という。）のいずれかに該当するものをいう。
- ③ この法律において「**要介護者**」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 要介護状態にある**65歳以上**の者
 - 二 要介護状態にある**40歳以上65歳未満**の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「**特定疾病**」という。）によって生じたものであるもの
- ④ この法律において「**要支援者**」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 要支援状態にある**65歳以上**の者
 - 二 要支援状態にある**40歳以上65歳未満**の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が**特定疾病**によって生じたものであるもの